

兵庫県における事業所防犯責任者の設置について

1 趣旨

誰もが安全に、安心して暮らせる社会をつくっていくためには、警察による犯罪抑止活動や検挙活動だけでなく、県民や団体、事業者など地域社会の主体が自ら、地域社会において連携し、犯罪の防止などの活動を行う「地域安全まちづくり活動」が不可欠です。

兵庫県では、平成18年に「地域安全まちづくり条例」を施行し、まちづくり防犯グループの立ち上げ支援や活動のリーダーである地域安全まちづくり推進員の委嘱、事業所防犯責任者の設置、防犯カメラの設置など地域安全まちづくり活動を支援してきました。

様々な取組の結果、兵庫県の刑法犯認知件数は、戦後最大であった平成14年から減少傾向が続いています。

事業者が地域社会の一員として県民の安全を確保する活動も各地で行われています。県では、事業所ごとに、防犯点検や地域社会の安全確保の貢献等の役割を担う「事業所防犯責任者」の設置を推進しており、現在では、コンビニエンスストアやガソリンスタンドなど様々な事業者に防犯責任者が設置されています。コンビニエンスストアにおいて女性・子どもの駆け込み対応や高齢者の保護対応などを行う「セーフティステーション活動」や、銀行等における特殊詐欺の防止活動など多彩な活動が実施されています。

地域安全まちづくり条例（抜粋）

（基本理念）

第1条 県民が自らの生命、身体又は財産に対して危害を受ける不安を覚えることなく、安全に安心して暮らすことができる地域社会の形成（以下「地域安全まちづくり」という。）は、県民一人ひとり、地縁団体、ボランティア団体その他の団体及び事業者（以下「県民等」という。）が、地域社会において相互に連携し、犯罪の防止その他安全で快適な暮らしを実現するための活動（以下「地域安全まちづくり活動」という。）に取り組むことにより、推進されなければならない。

（事業者の役割）

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たって、自ら及び県民等の安全が確保されるよう努めるとともに、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、地域社会に貢献する観点から、地域安全まちづくり活動に取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町が実施する地域安全まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（防犯に配慮した施設の管理等の取組）

第9条 （略）

3 事業者は、事業所ごとに、防犯のための設備の維持及び管理、従業員に対する防犯に関する指導その他事業所における犯罪を防止するための活動を行う者として、防犯責任者を置くよう努めなければならない。

2 事業所に防犯責任者を置く必要性

事業所においては、従業員の安全確保はもとより、事業所を来訪する県民の安全の確保にも十分配慮することが求められています。さらに、地域の皆さんと連携を図り、安全な地域社会づくりに貢献することも大切です。



このような取組については、できるところから無理のない範囲で進めていただくことが重要ですが、より計画的かつ継続的に取り組むためには、事業所内の防犯点検・改修（改善）の実施、地域の自治会等が行う活動との連携、関係機関との調整、事業所内の防犯体制の整備を行うリーダーが必要です。

<防犯責任者の役割>

防犯責任者は、自らが属する事業所が犯罪発生の現場にならないよう、経営者、従業員、地域住民、関係機関と連携を図りながら、ソフト、ハードの両面から検討し、事業所及びその周辺地域も含めた防犯対策を先導する役割を担います。

（具体例）

○ 防犯点検・防犯改修（改善）の実施

- ・ 出入口、窓、ショーウィンドウ、事業所内レイアウト・陳列方法等の防犯点検の実施
- ・ 防犯機器の作動状況の点検
- ・ 事業所内の防犯改修（防犯性の高いドア、窓、錠・金具等の導入、防犯カメラ等の防犯機器の整備）

○ 警察署等の関係機関との連携

- ・ 警察署、防犯協会、市町防犯担当課が提供する防犯情報の入手
- ・ 緊急時における警察署との連絡体制の構築

○ 地域社会の安全確保への貢献

- ・ 地域で活動する防犯グループとの意見交換
- ・ 地域における自主防犯活動の現状把握と協力可能な活動・支援策の検討
- ・ 事業所単独で実施する防犯活動の企画・実施実践活動、支援策の実施

○ 事業所内の防犯体制の整備

- ・ 防犯対応マニュアルの作成
- ・ 従業員に対する防犯研修・訓練の計画的な実施

3 防犯責任者の選任

事業者の皆さんには、原則として1事業所（店舗、営業所、工場、事務所等）当たり1名の防犯責任者を選任いただくようお願いしています（必要に応じて補助者を選任しておくことも効果的です）。

なお、具体的には、各事業所の業務内容に精通し、従業員に対する指導的立場にある人（営業所長・副所長、店長、マネージャー、工場長、総務課長など）の中から、各事業所の実情に応じて選任いただいで結構です。

防犯責任者のイメージ



4 事業所防犯責任者設置の届出

各事業所に防犯責任者を選任いただいた事業者又は事業者団体（以下「事業者等」という。）であって、防犯責任者の活動に対する支援をご希望の場合は、県に対して「事業所防犯責任者設置届出書」をご提出ください。

県は、届出書を提出いただいた経営者に対して、防犯責任者として効果的な活動が行われるよう、支援施策を実施します。

5 県の支援施策（概要）

(1) 「活動の手引」及び「ステッカー」の配付等

各事業所の防犯責任者向けの活動マニュアルとなる「事業所防犯責任者活動の手引」及び防犯の取組を対外的にPRするために店頭などに掲示する「事業所防犯責任者設置事業所ステッカー」を配付します。

また、各防犯責任者に対して、防犯・犯罪情報その他活動に必要な情報を提供します。



活動の手引



ステッカー

(2) 「事業所防犯責任者講習会」の開催支援

ア 支援内容

事業者等が各事業所の防犯責任者を集めて主催いただく「事業所防犯責任者講習会」に県の担当者等が会場に出向き、県が提供する資料をもとに講習をさせていただきます。

イ 支援の対象となる事業者等

原則として、以下のすべての要件を満たす事業者等を対象としますので、ご希望の場合は、あらかじめ県地域安全課までご相談ください。

（支援の要件）

- 事業者等自らが講習会を主催いただくこと（単独の講習会ではなく、事業者団体の総会などの機会に併せて開催いただくことも可能）。
- 事業者等において会場を確保し、各事業所の防犯責任者を集めていただくこと。
- 特に取組を進める必要があると県が認める事業者等であること。

※ 防犯責任者を一同に集めるのが困難な場合は、当該事業者等の理事会、支部長会、ブロック役員会等の機会に講習会を開催し、これに参加いただいた皆さんから各事業所の防犯責任者に周知いただく方法でも結構です。

（連絡先）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
兵庫県企画県民部県民生活局地域安全課 地域安全対策班
TEL : 078-362-3173（直通） Fax : 078-362-4465

(様式)

事業所防犯責任者設置（変更）届出書

令和 年 月 日

兵庫県知事様

(申請者（事業者）)

所在地	
事業者名 (名称)	
代表者氏名	
業種	

地域安全まちづくり条例第9条第3項の規定に基づく防犯責任者を次のとおり設置（変更）しましたので、事業所防犯責任者設置促進事業実施要綱第4条の規定により届け出ます。

記

事業所名 (店舗、工場、事務所、営業所等の名称)		
防犯責任者氏名		
役職名（肩書）		
連絡先	所在地	
	電話番号	
	e-mail	

※ 事業所（店舗、工場、事務所、営業所等）1カ所ごとに1枚記載してください。ただし、複数の事業所について届け出る場合は、「事業所名」以下の部分を「別紙のとおり」と記入いただき、上記の内容が記載されているものを添付いただいても結構です。

※ 防犯責任者を変更した場合は、新任の方についてご記入ください。